

平成 20 事業年度

〔自 平成 20 年 4 月 1 日  
至 平成 21 年 3 月 31 日〕

第 4 期

事 業 計 画

日本郵政株式会社

## はじめに

当社は、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「事業子会社」という。）の経営の基本方針の実施の確保を行うなど株主としての権利の行使を行うとともに、グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1ヶ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務を事業子会社等から受託して実施することにより事業子会社等の業務を支援するほか、病院及び宿泊施設の運営等を行うことにより、これまで公の機関として培った安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮し、お客様の期待に応えお客様の満足を高めお客様とともに成長することができるよう、また、経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献できるよう努める。

当社及びグループ各社の目下の課題は、内部統制の強化である。特に、グループ各社において、部内者による犯罪、個人情報の不適切な取扱いなどコンプライアンス違反が発生している現状を真摯に受け止め、なお一層のコンプライアンスの徹底が必要であると認識している。そのため、平成20事業年度においては、グループ全体のコンプライアンスの水準の向上を経営の最重点課題として、グループ各社のコンプライアンス・プログラムとその推進状況並びに各社の内部監査態勢・監査状況を的確に把握し、支援・指導を行う。

また、郵便のユニバーサルサービスの維持をはじめとした公共性の確保に取り組むとともに、当社及びグループ各社の社会的責任を踏まえた障害者雇用の推進、災害時の支援、CO<sub>2</sub>の削減などのCSR活動にグループ各社とともに取り組む。

以上の考え方を踏まえ、次の事項に重点をおいて事業経営を行うこととし、その遂行に当たっては経営環境の変化に即応しつつ弾力的に行う。

### 1 事業子会社の経営の基本方針の実施の確保等

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社に対しては、郵便のユニバーサルサービス及び郵便局ネットワークの維持等に向け、また、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に対しては、遅くとも民営化後4年目、可能であれば民営化後3年目の上場等に向け、事業子会社の経営の基本方針の実施の確保等を行う。

具体的には、事業子会社に対し、経営の重要事項に関してグループ基本方針の遵守を求め、グループ全体に重大な影響を与える事項や経営の透明性確保に必要な事項については当社の個別の承認または報告を求めること等により、グループ経営管理を行う。

また、社会・地域貢献基金の積立て及び運用を行う。

## 2 事業子会社の業務支援

グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1ヶ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務を事業子会社等から受託して実施することにより、事業子会社等の業務を支援するとともにグループの経営効率の向上を図る。具体的には、以下の間接業務を事業子会社等から受託して実施する。

### (1) 電気通信役務及び情報処理サービスの提供

当社が保有する電気通信設備を用いた事業子会社及び「郵便窓口業務の委託等に関する法律」(昭和24年法律第213号)第4条の規定により郵便局株式会社が同法第3条第1項に規定する委託業務の範囲内で業務を再委託した者への電気通信役務の提供及び情報処理システムを用いた情報処理サービスの提供を行う。

### (2) 人事及び経理に関する業務

事業子会社の役職員の給与、各種手当の計算等並びに収入事務（請求書の作成・発送依頼、口座振替依頼、債権データの消込）及び支出事務（払出証書の作成・発送依頼、口座振替依頼、支払案内の作成・発送依頼、債務データの消込）を行う。

### (3) 福利厚生に関する業務

事業子会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の役職員等に対し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定等に基づく健康管理業務及びレクリエーション施設提供業務を行う。

### (4) 不動産の管理等に関する業務

事業子会社等が現に所有又は賃貸するか、若しくは将来所有又は賃貸することとなる土地、建物等不動産及び当該不動産に附属する設備等に関し、管理、整備計画、運営維持、設計・工事監理又は売買・賃貸借等の業務の支援等を行う。

### (5) 人材派遣・紹介の業務

人材派遣・紹介業務を行う子会社を通じて、事業子会社に勤務する非常勤職員の募集・採用を行い事業子会社へ紹介する業務及びグループの退職者を中心としてグループ各社等へ人材派遣を行う業務を行う。また、グループ各社の人事関連業務の受託等を行う。

## 3 病院の運営

通信病院を企業立病院として運営し、各病院の経営改善に取り組む。外部専門家による指導の下、経営改善の進捗状況を管理し、地域医療連携や救急医療の強化等により增收対策に取り組むとともに、委託契約見直しによる経費節減を行う。医療サービスの一層の向上、患者満足度の向上、経営の効率化、内部統制の徹底等を推進する。

#### 4 宿泊施設の譲渡等

旧郵便貯金周知宣伝施設（11ヶ所）及び旧簡易保険加入者福祉施設（71ヶ所）は日本郵政株式会社法附則第2条第1項の規定により、平成24年9月30日まで（民営化後5年以内）にすべて譲渡または廃止することとされている。

旧簡易保険加入者福祉施設については、宿泊利用単価の向上などの增收策の実施、業務の効率化など、計画的に経営改善に向けた取組を推進する。

なお、旧郵便貯金周知宣伝施設については、資産価値の向上を図るため、平成20年10月以降、他の事業者に賃貸中である。

当該施設を含む不動産処分等に関して、当社に設置した「不動産売却等に関する第三者検討委員会」での検討を踏まえ、考え方を整理し対処する。

別 添 資金計画書

收支予算書

## ■資金計画書

平成20事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

|          |       | 単位：億円 |
|----------|-------|-------|
| 科 目      | 金 頓   |       |
| 収入の部     |       |       |
| 前期繰越金    | 145   |       |
| 配当収入     | 490   |       |
| 貯金旧勘定交付金 | 967   |       |
| 経営管理料    | 226   |       |
| 間接業務手数料  | 908   |       |
| 宿泊事業収入   | 436   |       |
| 医事収入     | 252   |       |
| その他収入    | 133   |       |
| 借入金      | -     |       |
| 合 計      | 3,555 |       |
| 支出の部     |       |       |
| 人件費      | 1,567 |       |
| 物件費      | 1,261 |       |
| 租税公課     | 54    |       |
| 投資的支出    | 446   |       |
| 有価証券     | 40    |       |
| その他支出    | 6     |       |
| 次期繰越金    | 183   |       |
| 合 計      | 3,555 |       |

(注) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

## ■収支予算書

平成20事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

| 科 目           | 金 額   |
|---------------|-------|
| 経常損益の部        |       |
| (営業損益の部)      |       |
| 1. 営業収益       | 3,207 |
| 受取配当金         | 490   |
| 貯金旧勘定交付金      | 967   |
| 経営管理料         | 211   |
| 間接業務手数料       | 874   |
| 宿泊事業収入        | 415   |
| 医事収入          | 252   |
| 2. 営業費用       | 2,167 |
| 人件費           | 641   |
| 物件費           | 1,201 |
| 減価償却費         | 271   |
| 租税公課          | 55    |
| 営業利益          | 1,040 |
| (営業外損益の部)     |       |
| 営業外損益         | 28    |
| 社会・地域貢献基金運用収益 | 0     |
| 経常利益          | 1,068 |
| 特別損益の部        |       |
| 1. 特別利益       | —     |
| 2. 特別損失       | 34    |
| 税引前当期純利益      | 1,034 |
| 法人税、住民税及び事業税  | △ 128 |
| 法人税等調整額       | 34    |
| 当期純利益         | 1,129 |

(注1) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

(注2) 「—」は計数が存在しないことを意味する。